

<特定地域中小企業特別資金の概要>

資金種類	(A資金) 県内の移転先において事業を継続・再開する資金	(B資金) 避難指示が解除された区域等において事業を継続・再開する資金	(C資金) 事業者事業再開等補助金の交付を受けて事業再開・展開等を行う資金
対象者	平成23年3月11日時点で帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に事業所を有し、県内の移転先において事業を継続・再開する中小企業等	平成23年3月11日時点で帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点、旧屋内退避区域及び旧緊急時避難準備区域に事業所を有し、当該区域内において事業を継続・再開する中小企業等	平成23年3月11日時点で田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村に事業所を有し、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」(以下「事業再開等補助金」)の交付を受けて、県内、県外において事業再開・展開等を行う中小企業等
	原則として、避難指示解除から5年後まで貸付申請可能(平成27年3月31日以前に避難指示等が解除された区域は、令和3年3月31日まで)		
融資限度	3,000万円以内	3,000万円以内 (B資金を既に利用した方が追加融資を受ける場合は、上記融資限度額から既融資額を差し引いた額を限度とする)	「事業再開等補助金」の「補助対象事業費+消費税-補助決定額」で計算された額 ただし、補助対象事業費が「事業再開等補助金」の交付要綱に定める補助対象上限額を超える場合には、補助対象事業費を補助対象上限額に置き換えて計算される額とし、消費税は補助対象上限額に対応した額
融資期間	20年以内(うち据置5年以内)		
融資利率	無利子		
担保	無担保		
保証人	代表者保証(法人の場合)		
取扱期間	令和3年3月31日まで随時 (ただし、原子力発電所事故の状況等を勘案し、必要に応じ1年毎に期間を延長する。)		
申込先	県内の商工会議所又は商工会、公益財団法人福島県産業振興センター		

○現在までの利用状況(令和2年2月末日現在)

貸付決定件数:935件、貸付決定額:約156億円

○特別資金に関する問い合わせ先

公益財団法人 福島県産業振興センター 企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

住所:福島県福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階

電話:024-525-4019